

滑川市災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン

令和5年4月

滑 川 市
滑川市栄養改善推進連絡会

もくじ

はじめに

第1章 本ガイドラインについて

- 第1節 ガイドラインの主旨と考え方 1
- 第2節 富山県・滑川市の支援体制の概要 2

第2章 地域住民への支援

- 第1節 災害時における行政栄養士の役割 3
- 第2節 平常時の取り組み 3
 - 1 連携体制の整備
 - 2 備蓄等の災害時食料の確保
 - 3 炊出し体制の整備
 - 4 食事に配慮が必要な人の情報把握
 - 5 研修会、普及啓発等の実施
 - 6 平常時セルフチェックの実施

- 第3節 災害発生時の取り組み 9
 - 1 災害発生後の時間経過（フェイズ）と主な活動
 - 2 支援活動内容
 - 3 支援の実践

- 第4節 災害復旧・復興期の取り組み 20

第3章 給食施設への支援と各現場での取り組み 21

- 災害時の具体的な取り組み 25
- 災害直後の給食施設の対応状況 31

はじめに

わが国では、平成 23 年 3 月 11 日に東日本大震災が起き、地震に伴った津波が発生し、原発事故の併発という大惨事となり、これまで経験したことのない甚大な被害となりました。その後平成 27 年 3 月に熊本地震、平成 30 年 7 月には西日本豪雨災害等、災害が頻発しています。また、滑川市においても同年 7 月に上市川が避難判断水位に達し、その後も増水する見込みがあったことから、初めて「避難準備・高齢者等避難開始」を発令し、避難所開設となりました。

このような事態を鑑み、早急に様々な有事の際の罹災者の栄養・食生活支援とその体制づくりの重要性が浮き彫りになりました。

災害時における食料や水の確保は生命維持に関わる問題であり、栄養状態の悪化が避難生活における健康状態に影響することから、栄養・食生活支援は重要な活動です。

このことをうけ、滑川市内で栄養（給食）管理、指導等に従事している栄養士がその専門性を活かし、被災住民の栄養状態の悪化を最小限に止め、より早く回復させることを目的に関係機関及び職種と連携を図りながら支援活動を迅速かつ効果的に展開できるよう、滑川市と滑川市栄養改善推進連絡会で災害時における栄養士の役割、平常時の取り組み、災害発生を想定した活動内容についてや食事に配慮が必要な人（高齢者、妊産婦、乳幼児、食物アレルギー患者、高血圧や糖尿病、摂食嚥下障害などの慢性疾患をもつ被災者）の重症化予防に配慮した対応について意見を共有し本ガイドラインを策定しました。

今後、これを元に市内関係機関や各施設においても施設の特性に応じた災害時における栄養・食生活活動体制の推進が図られる一助となれば幸いです。

終わりに、本ガイドライン作成にあたりご尽力を賜りました滑川市栄養改善推進連絡会員を始め、貴重なご意見をいただきました関係者の皆様に感謝申し上げます。

令和 5 年 4 月

第 1 部

第1章 本ガイドラインについて

第1節 ガイドラインの主旨と考え方

1 ガイドラインの主旨

災害時においては、その発生直後の食料や水の確保は生命維持に関わる重要な問題であり、また、避難生活が長期化すると、食品の入手ルートや調理設備等の食環境の変化に伴う食欲や料理をする気力の減退、摂取食品の偏り等による栄養状態の悪化が健康状態に大きく影響することから、被災住民に対する栄養・食生活支援は特に重要である。

本ガイドラインは、栄養士がその専門性を活かし、被災住民の食生活や栄養状態がより早く平常時までに回復するよう関連する機関及び職種と連携を図りながら、支援活動を迅速かつ効果的に展開するために策定したものである。

2 ガイドラインの位置付けと内容

本ガイドラインは、富山県厚生部健康課が作成した「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」に準じ、滑川市地域防災計画の保健活動における栄養指導対策を円滑に進めるための指針として位置づける。

同系のものとしては「災害時の保健活動マニュアルー富山県ー」「災害時の保健活動マニュアルに基づく災害時の市町村保健活動アクションカードー富山県中部厚生センターー」「栄養・食支援ガイドー日本栄養士会ー」があり、実際の災害時活動はこれらの指針をより良く活用し、関係多職種とともに連携を図りながら活動を行うこととなる。

災害時においては、栄養・食生活支援活動を迅速かつ効果的に行い、給食施設では災害発生直後は自力で乗り切らざるを得ない状況が予想されることから、その役割を担う栄養士の活動内容を中心に掲載する。

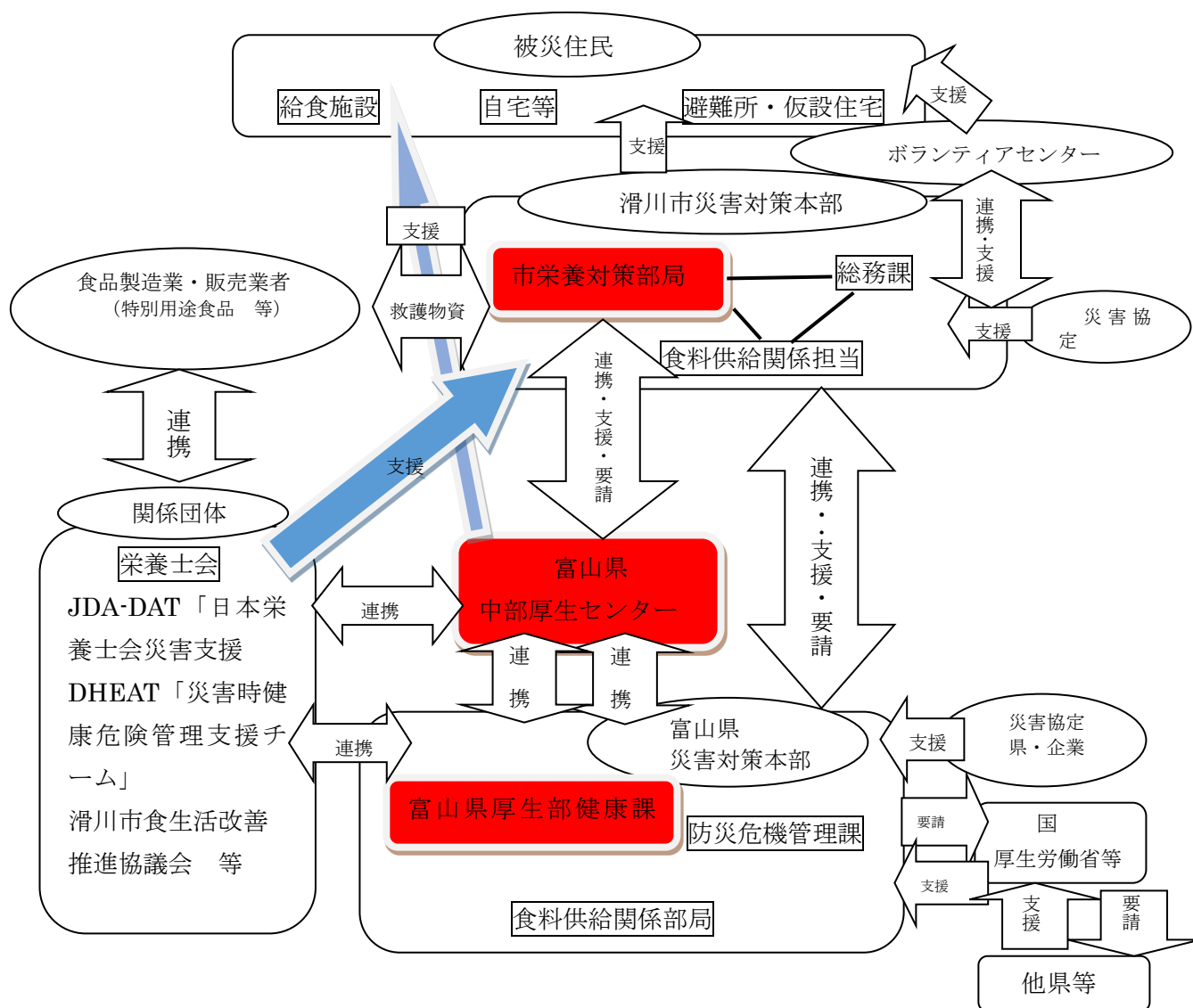
また、本ガイドラインは、被災者支援に携わる栄養士の活動を「栄養・食生活支援活動」とし、第1部では滑川市で発生した災害に関わる市栄養士の役割と対応について、第2部では、給食施設の栄養士の対応を掲げ、その活動に必要な情報、関係機関や職種間の連携等を整理し記載した。

第2節 富山県・滑川市の支援体制の概要

被災住民支援は市が第一線となるため、市は備蓄品の状況や避難所の食糧供給状況を確認し、栄養の観点から改善が必要な場合の適切な支援を実施しなければならない。また、食事に配慮が必要な人のための食料需要状況を確認し、不足する場合には県（健康課）、厚生センター、取扱い業者と連携し確保に努めることが必要となる。

平常時から栄養士会や滑川市食生活改善推進協議会等の関係団体と連携を図り、栄養・食生活支援活動のネットワークを形成する。

[滑川市・富山県の栄養・食生活支援体制図]



第2章 地域住民への支援

第1節 災害時における行政栄養士の役割

市栄養士は、県（健康課）、厚生センターの栄養士と連携して、地域住民の支援にあたる。

支援内容

- 1 被災地の被害状況を把握し、住民への適切な支援のために平常時の備えを活かして迅速に対応する。
- 2 住民の健康状態に応じた栄養確保の視点から避難所運営担当者や被災住民等に対し、専門性を活かした助言等を行う。
- 3 状況に応じて食料供給部局等に対して、必要な支援を提案する。

第2節 平常時の取組み

1 連携体制の整備

市栄養士は、災害時に一般被災住民の栄養確保をはじめ、食事に配慮が必要な人等への対応を初期段階から速やかに実施するため、地震等の災害発生を想定し、平常時から、栄養・食生活支援の整備をする。

そのため、地域の栄養・食生活支援に関するニーズや情報を入手し、本ガイドラインに基づき、被災住民の支援を迅速、的確に実施するために、平常時から、栄養士会等関係団体や関係機関との連携体制を整備する。

（1）市庁・課内体制の把握

地震等災害発生時は、市庁・課内にいる職員で対応することになるため、課内で滑川市地域防災計画に基づく対応が迅速にできるように、平常時から災害発生時の各自の役割を把握しておく。

（2）行政内外の連携

①行政内の連携

市栄養士は、防災関係担当部局、福祉関係部局等、災害時に連携する各担当部局担当職員及び担当業務内容について定期的に確認、把握する。

特に、災害時の避難場所や規模、福祉避難場所等について、平常時から情報収集を行うとともに、災害時に厚生センター栄養士と共有すべき項目や伝達体制等の取り決めを作成する。

また、災害時の情報整理、炊出しの栄養・衛生管理指導、避難所や仮設住

宅等における栄養相談・指導、関係機関への人的・物的支援要請等を関係者（防災関係担当部局、保健師等他職種、保健・福祉・教育委員会の関係職員等）と連携して円滑に実施するため、それぞれの役割や支援可能な内容を確認しておく。加えて、栄養指導ポイントの整理や関係帳票の様式を定めて栄養士間で共通認識しておくなど、可能な整備をする。

②関係団体との連携

関係団体との連携としては、滑川市食生活改善推進協議会、日本赤十字社富山県支部滑川市奉仕団等ボランティア団体には炊出し、栄養士会等専門職能団体には避難所・非難家屋・仮設住宅等での巡回栄養指導相談等を依頼する等が想定されるため、関係団体（栄養士会、社会福祉協議会等）と協議し協力を得られる内容を確認するなど、滑川市栄養改善連絡会を中心とした栄養食生活支援体制ネットワークづくりを行う。

2 備蓄等の災害時食料の確保

災害時には、自ら守り（自助）、地域で助け合い（共助）、行政が対応すること（公助）により、被災の影響を最小限に留めることになる。

しかし、大規模災害の場合、被災地では、道路の寸断や情報の途絶、ライフラインの寸断等から、被災地域内の物流・流通機能等が停止し、災害発生から3日程度（広域的な地震においては3日以上）は孤立した状態が続くことが懸念される。

そのため、災害発生から支援活動が本格化するまでの間は、被災地域内の備蓄物資や調達物資で賄い、被災住民の生命保持を図ることとなる。

（1）備蓄状況の確認

市栄養士は防災計画に基づく食料・飲料水の備蓄状況（内容、量、場所等）や衛生的で安全な食料供給のために必要な食料以外の備蓄（熱源となるガスカセットコンロ類や食器、アルミホイル、ラップフィルム等）の状況を定期的に把握する。

また、地域住民の健康維持の観点から、防災担当関係部局等に対して、必要に応じて備蓄内容の提案等を行う。

資料1-1 滑川市備蓄状況

(2) 災害時の食料供給に関する協定等の確認

市栄養士は、他市町村との災害時食料支援相互協定のほか、災害時に支援物資の提供が可能な民間会社等との災害時における協定締結（流通備蓄）を関係部局等に確認し、把握しておく。

資料1-2 災害支援協定

3 炊出し体制の整備

災害時に提供される炊出しは、住民の健康保持や栄養確保のために大きな役割を果たすとともに、適温の食事の提供が可能である。

平常時の備えとして、市栄養士は、調理設備、調理施設等を把握するとともに、防災関係主管部局、ボランティア団体等の関係団体との連携を図り、災害時には、速やかに炊出しができるように体制を整備しておく。

(1) 炊出しにおける連携

炊出しは、被害状況に応じて、

- ① 日本赤十字富山県支部が行う場合
- ② 市主体で実施する場合（公民館等の調理設備のある場所等を利用して実施、滑川市食生活改善推進連絡協議会等のボランティア団体に依頼して実施等）
- ③ 自衛隊に要請する場合
- ④ 一般ボランティア（窓口は市ボランティアセンター）の炊出しを受け入れる場合がある。

それぞれの実施体制を認識しておく。炊出しボランティアは、食材・熱源・使い捨て食器等の確保、ゴミの回収など全て主体的に実施するが、実施記録等様式を準備し、被災地域の炊出し状況を把握できるようにしておく。

(2) 炊出しを実施するための準備

- ① 具体的な献立例の作成（調理方法、代替食品の明記），栄養管理
＊最低1日3食7日分を作成
- ② 調理施設一覧表の作成
- ③ 食材の調達・人材確保・衛生管理の方法
- ④ 熱源・調理機器等の確保（コンロ仕様、デイスポ食器等）

上記を中心に炊出し体制を整備する。

参考 自衛隊の派遣について（次頁）
資料1-3 炊出し献立

参考 自衛隊の派遣について

1. 自衛隊の災害派遣の概要

自衛隊に対する派遣要請

都道府県知事は市町村長からの派遣要請依頼や自らの判断により、派遣を要請することができる。

自衛隊法(抜粋)〔災害派遣〕第83条

都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して人命又は財産の保護のため必要があると認める場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。

派遣要件

- * 緊急性 ……差し迫った必要性があること
- * 公共性 ……公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならないこと
- * 非代替性 ……自衛隊の部隊が派遣される以外に適切な手段がないこと

2. 炊出し支援の基本的事項

- * 自治体：献立・食材・食数等を決定する。原則として食材料費は派遣を受けた市町村の負担となるが、災害救助法が適用された場合、県が負担する。
- * 自衛隊：人員及び炊出し資機材の調達、調理に必要な燃料を負担する。

3. 自衛隊による炊出しの流れ

	自治体	自衛隊
災害時	○炊出し支援の要請 ・被災者の状況把握（場所、支援人員等） ・献立準備（平時から準備しておく） ・食材の調達、配分	○派遣（炊出し支援） ・支援場所、規模の確認 ・情報収集、支援準備 ・部隊移動、現地調査 ・炊事所の開設
派遣活動	自治体等と自衛隊と連携した炊出しの支援（災害対策本部を通じた調整が基本）	
	・適時の情報提供 ・献立の変更、食材の配分等 ・救援物資、ボランティアの調整	・被災者ニーズに即した支援（食形態） ・情報収集、情報提供 ・食材受け入れ ・調理、配食 ・ボランティア等との連携
撤収	・撤収要請 自治体等の行動	・撤収 自衛隊の行動

4 食事に配慮が必要な人の情報把握

食事に配慮が必要な人について

富山県策定の「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」に基づき、栄養・食支援の観点から、主に以下に該当する者とする。

- ① 乳幼児（粉ミルク、離乳食等が必要な人）
- ② 高齢者等で嚥下困難な人（かゆ食や形態調整食等が必要な人）
- ③ 慢性疾患患者で食事制限が必要な人（糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等）
- ④ 病院等の給食施設で食事療法を必要としている人

食事に配慮が必要な人の情報把握

市栄養士は、平常時に可能な限り、防災担当関係部局、福祉関係部局等と連携を図り、食事に配慮が必要な人の情報収集を行い、迅速に支援が行えるよう、該当者を把握する。

また、必要に応じて地域包括支援センターや訪問看護ステーション、ケアネット等の支援ネットワーク等、食事に配慮が必要な人に関わる支援者の理解を得る。要配慮者の収集・共有については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（改定版）令和3年5月」を参照する。

<活用できる台帳等>

対象者	既存台帳等
妊産婦	母子健康手帳交付台帳
乳児	乳児健診台帳
高齢者	介護保険関連台帳
慢性疾患患者	
食物エネルギー	保育園、学校把握台帳
障害者	手帳交付台帳

5 研修会、普及啓発等の実施

(1) 危機管理能力の向上

市栄養士は、災害時の活動が円滑に推進されるよう、滑川市地域防災計画に基づき定期的に行われる訓練に参加する。災害時を想定した栄養・食生活支援に関する研修会等に参加し、行政栄養士間の共通認識と危機感を持ち続ける。

市では、市食生活改善推進協議会等のボランティア等への災害時対応研修会や連絡会等を開催し、炊出し献立の実習や対応ができる調理機器の使用法、炊出し場所の想定確認等を行う。また、支援を受ける可能性があることを想定して、日本赤十字社富山支部等と例えばアレルギー情報等、炊出し時に留意すべき共通事項について、共通理解を持つように努める。

(2) 災害時用食料等の備蓄に対する普及啓発

大規模災害においては、行政の対応が機能するまでに時間を要することが予測されるため、市栄養士は住民に対して一般家庭の家族全員3日分程度（食事に配慮が必要な人用を含む。）の食料品等の備蓄について、平常時の各種事業や広報等を活用して継続的に周知を図る。特に、食事に配慮が必要な人（乳児・高齢者及び疾病による食事制限が必要な人）は個別の備えを行うよう啓発する。

資料1-4 パンフレット「災害時の備蓄について」

6 平常時セルフチェックの実施

災害時の栄養・食生活支援を速やかにかつ的確に行うために、平常時よりセルフチェックを行い、庁内外関係者等と連携して、災害対策の体制について情報を共有し、必要な対策を立てる。

- ① 災害時の役割の確認と明確化
- ② 平常時に災害対策として把握すべき内容の確認

資料1-5 セルフチェック表

第3節 災害発生時の取り組み

災害時、市栄養士は、部局内職員、関係機関、関係団体等と連携し、情報の収集、地域の状況把握に努め、被災住民の栄養確保、食事に配慮が必要な人等への栄養管理を初動期から迅速かつ的確に実施し、継続的な支援を行う。

1 災害発生後の時間経過（フェイズ）と主な活動

災害時に行うべき主な栄養・食生活支援活動を災害発生後から時間経過による段階を「フェイズ」とし、各期に分け、整理した。

実際に災害が発生した場合は、このガイドラインを参考に災害の種類や規模、被害状況等に合わせ、弾力的に対応を進めていくこととする。

＊富山県「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」に準じ、下記のような「フェイズ」に分ける。

フェイズ0 : 初動体制の確立 (概ね災害発生24時間以内)

フェイズ1 : 緊急対策 (概ね災害発生後72時間以内)

フェイズ2 : 応急対策 (概ね4日目から1か月まで)

◇各フェイズで予想される状況と市の役割

[富山県災害時における栄養・食生活支援マニュアルより抜粋]

	想定される主な環境	想定される状況	市栄養士の役割
概ね災害発生後 24時間以内 フェイズ0（初動体制の確立）	○ライフラインの寸断 ○道路の遮断 ○負傷者の出現 ○避難者の増大 避難所の開設	○情報収集困難、情報の途絶（停電等） ○野外等への避難者の増大 ○備蓄食品の配布 ○備蓄以外の食料確保が困難 ○災害による疾病・病歴者の出現 ○支援者の限定	・できるだけ早い段階で、被災地に食料供給ができる体制の整備を行う ・市栄養士は、保健師等関係職員と連携し、食事に配慮が必要な人を把握し、個人に適した代替食や支援物資を円滑に活用する等の検討を行う
概ね災害発生後 72時間以内 フェイズ1（緊急対策）	○被災者・負傷者等の増加 ○避難者の増大 ○トイレの不足（おむつの不足） ○食料の絶対的不足（生鮮食品の不足） ○衛生管理不徹底 炊出し等の開始	○被災者の増加等に伴う混乱 ○時間経過と共に体調不良者の増加 ○食事に配慮が必要な人用の食品の不足（乳児用ミルク、離乳食、高齢者用食品等） ○水分摂取不足の恐れ	・情報収集、状況把握、体制整備等の継続 ・状況に応じて、炊出し実施による栄養・食支援を開始する
概ね災害発生後 4日目から1か月まで フェイズ2（応急対策）	○生鮮食品の不足 ○調理設備の不足 仮設住宅の建設 入居可否の決定	○水分摂取不足の恐れ ○生鮮食品の不足等による栄養の偏り ○塩分摂取量の増加 ○慢性疲労の蓄積 ○体調不良者の増加（便秘、食欲不振、口内炎、風邪等の増加） ○運動不足や過食による体重増加 ○調理意欲の減退 体調保持や慢性疾患の重症化予防のために、適切な食事や栄養改善がより重要となる	・避難所での食料配分状況の確認や食事に配慮が必要な人への確実な対応を行うため、巡回栄養相談等を開始する ・災害対策本部、食料供給担当班等の関係部局と情報の共有化を図り、復旧段階を見据えた活動計画を提案していく

2 支援活動内容

[富山県災害時における栄養・食生活支援マニュアルより抜粋]

活動項目		主な内容	フェイズ		
			0	1	2
1 情報収集・状況把握	(1) 栄養士の安否確認と連絡	・速やかに、各所属に自己の安否を連絡する ・厚生センターへ安否状況を連絡する	●	→	→
	(2) 状況把握	・被災者数、避難所の状況、ライフラインの被害状況、備蓄食品の状況や配布方法等の把握に努める 資料2-1 被災地域状況・確認・情報収集項目「災害時」	●	→	→
2 情報の共有化（関係機関との連絡調整）		・災害対策本部や食料供給担当班等の関係部局に加え、栄養士会や食生活改善推進協議会等の関係団体等との情報交換・共有を行う	●	→	→
3 災害時食料の確保		・内外部からの支援状況（救援物資・炊き出し・人材等）の把握を行う	●	→	→
4 普及啓発・広報		・食事について注意が必要な共通事項等について、掲示物等で普及啓発を行う 資料2-2 【配布ちらし】食中毒予防①～④	●	→	→
5 食事に配慮が必要な人の対応	(1) 食事に配慮が必要な人の把握	・避難所受付名簿又は避難住民への呼びかけ等による把握に努める 資料2-3 食事に配慮が必要な人一覧名簿	●	→	→
	(2) 食事に配慮が必要な人に対する支援	・把握した「食事に配慮が必要な人」等に対し、ニーズを把握し、必要支援物資の供給が円滑に行えるよう避難所担当者と調整する。 ・食事で困っている人は避難所職員に申し出るように、ちらし等で周知する。 ・支援要請のあった特殊栄養食品等が不足する場合は、外部からの支援を要請する。 資料2-4 食料供給支援要請用項目 資料2-5 食事に配慮が必要な人の献立例	●	→	→
6 炊き出し等体制整備		・それぞれの炊き出し活動の情報収集に努め、調理従事者、供給可能な数、献立等を把握し、その調整に関与する。また、食中毒の予防対策にも努める。 【想定される主な炊き出し】 * 日本赤十字社富山県支部 * 滑川市主体で実施する場合 * 自衛隊に要請する場合 * 一般ボランティアの炊き出し受け入れ	●	→	→

活動項目		主な内容	フェイズ		
			0	1	2
6 炊出し等 体制整備	(2) 炊出し献立の提示	・自衛隊が炊出しをする場合、必要に応じ予め献立を提示する。	●	→	
	(3) 弁当業者の確認	・弁当が配送されている場合には、栄養に偏りが生じないように、必要に応じて弁当業者にメニュー内容の改善を依頼する。	●	→	
7 栄養・食生活 相談の実施	(1) 相談支援計画	・避難所等における巡回栄養相談を計画し、避難所栄養管理について支援する。 資料2-6 栄養・食生活の実際	●	→	
	(2) 避難所等における指導、相談	・避難所の食料提供状況（生鮮食品やたんぱく質源の不足等）に応じた相談、助言（食べ方や量等）を行う。 ◎留意症状 便秘、口内炎等 詳細※3 支援の実践に記載		●	→
	(3) 指導相談内容の反映	・相談状況を踏まえ、必要に応じて避難所の食料提供担当者に対し報告するとともに、避難所の食料供給を考慮した食品の提供について、助言を行う。 [例] ・たんぱく質、ビタミン、ミネラル等を考慮 ・エネルギー過多、不足に注意 等		●	→
	(4) 避難所以外における指導、相談	・災害対策本部等が把握している情報を元に、必要に応じて避難所以外の場所（ライフラインの寸断した家屋、車等）での生活者に対する栄養・食生活支援についても留意する。 資料2-2②～⑨ ちらし（食支援・健康教育）	●	→	
8 避難所食事状況調査の実施		・各避難所の食事内容を調査し、被災者の栄養状態を把握する。 ・食事内容に調査結果は栄養の参照量等と照らして評価し、食事内容に見直しが必要な場合には、炊出し実施者への依頼や弁当業者への助言指導により、提供される食事内容の改善を図る。 資料2-7 参考：対象特性別栄養摂取基準値		●	→

3 支援の実践

災害時の主な支援として、避難所等の栄養管理に重点においた食の環境整備及び食事に配慮が必要な人への支援を以下の注意事項を念頭において行う。

(1) 避難所等における栄養管理の実際

①栄養アセスメント（利用者の状況やニーズに応じた食事提供）について
避難所生活が長期化する中で、食事は栄養不足の回避、生活習慣病の予防・改善、感染対策（アルコール消毒、健康観察等）、熱中症等生活の質を維持するため一層重要となる。

避難所で提供される食事は、炊出しや市販弁当、配給品などが想定されるため幅広い年代の被災住民に対し、市栄養士等行政栄養士関係者の継続的な支援体制の下、地域や避難所の実情を十分に考慮し、適切な食事提供管理の実施に努める。

資料 2 - 7

食事提供の種類による主な留意事項

- ◎避難所における食事提供のための栄養量の算定に当たっては、利用者の性別や年齢構成を把握するよう努める。
- ◎献立作成は、国通知等に照らして給与栄養量を評価し、次回の計画に反映させる。
- ◎献立内容は栄養バランスに配慮するため、可能な限り、主食、主菜、副菜がそろうように配慮する。
- ◎食事に配慮が必要な人など個別対応が必要なものに係るニーズの把握に努めるとともに、栄養補助食品の活用も含め、適切な支援を行う。
- ◎アレルギー対応食品の要望があった場合には、適切に支援する。

炊出し ・献立作成に当たっては、食欲不振等をきたさないように利用者のニーズも考慮し、利用者の希望するメニューや季節（気候）に配慮した食べやすいメニューを取り入れるなど、メニューの多様化や適温食の提供に可能な限り配慮する。

市販弁当 ・揚げ物が多く、野菜が不足するなど内容に偏りが生じる場合が多い。

改善が必要な場合は弁当業者に対して依頼や助言を行う。

配給品 ・不足しがちなたんぱく質源（肉、魚、卵、大豆等）や果物を補う等、避難所運営担当者に対し、確保できる食料を適切な組合せで配給するよう助言する。衛生的な観点から、被災者が食べ残しなどを保存しないよう、適切に指導する。

② 健康・栄養管理のための情報提供及び環境整備

- (ア) 糖尿病や高血圧等、食事管理の必要な方が食事の内容や量の調整ができるように、エネルギーや食塩の含有量について簡易な掲示を行ったり、食材やエネルギー量の異なる選択メニューを導入するなど、できる限り工夫する。
- (イ) 利用者が適切な体重を維持できるように、提供する食事のエネルギー量の調整を図るとともに、健康管理の観点から、避難所に体重計を用意するなどし、利用者自身が計測できる環境づくりに努める。
- (ウ) 避難所の食事提供以外に、利用者自身が食品を購入できる環境にある場合には、避難所で提供される食事で不足しがちな食品を推奨するなど、健康管理につながる情報の提供に努める。

③ 避難所等における栄養・食生活相談

医療関係者等により必要であるとされた被災者の他、スクリーニングされた者や希望者等に対して行う。

実際の流れ

①対象者の把握⇒②計画の立案⇒③実施(現地訪問は2名体制)
④記録(個人情報の適切な管理)・評価⇒⑤報告を基本とする。

*非難場所等に現地訪問する場合は、事前確認が可能なことを下調べしておくことや避難所スタッフから状況把握を行う等、被災者に対し、複数人が同じことを尋ねて負担にならないよう配慮する。

また、特に被災者のプライバシーに配慮し、「指導」ではなく、傾聴、共感し、「被災者を支える」という思いやりの持った姿勢で臨む。

資料2-6 栄養・食生活相談の実際

(2) 食事に配慮が必要な人の支援の実際

食事に配慮が必要な人は、被災直後からの食事が健康状態に大きく影響することが多い。このため、災害時には、一般被災住民だけでなく、食事に配慮が必要な人に対する支援が特に重要であり、個人に適した食事が速やかに提供できるように配慮する。

食事に配慮が必要な人について

富山県策定の「災害時における栄養・食生活支援マニュアル」に基づき、栄養・食支援の観点から、主に以下に該当する者とする。

- ① 乳幼児（粉ミルク、液体ミルク、離乳食等が必要な人）
- ② 高齢者等で嚥下困難な人（かゆ食や形態調整食等が必要な人）
- ③ 慢性疾患患者で食事制限が必要な人（糖尿病、腎臓病、食物アレルギー患者等）

① 食事支援体制の整備

（ア）食事に配慮が必要な人の確認

各避難所の乳幼児や高齢者、食事療法が必要な人で通常の支援物資の食事が食べられない人を市町村災害対策本部等の情報や保健師等他職種からの情報、避難所の巡回等によって把握し、特殊栄養食品等の確保が必要な場合にはすみやかに対応する。

（イ）食事に配慮が必要な人に対する食品の確保

食事に配慮が必要な人に必要な食料の種類や数量を速やかに把握し確保する。不足している場合には、厚生センター、県（健康課）等に支援を求める。

② 支援の留意事項

災害時には、限られた支援物資の中で食事に配慮が必要な人に必要な特殊栄養食品等の食品の活用を図りながら、疾病の重症化予防及び健康保持を目的に栄養指導を実施する。

栄養指導時に、対象者の発熱や脱水等の異常を確認した場合には、医師・看護師等の医療班に速やかに報告し、被災住民の健康保持に努める。

また、糖尿病、腎臓病等の継続的に治療が必要な疾病については、保健・医療体制の整備状況に合わせ、主治医、専門医の指導のもと医療関係者と連携を図りながら食事に配慮が必要な人の管理に努める。

介護が必要な者については、地域包括支援センター、ケアマネージャー等との連携についても、復興状況に合わせ早期に実施する。

③災害時における対象者別支援のポイント

対象者	支援のポイント
妊娠・授乳婦	◆ 必要栄養素の確保 避難所での支援物資の中には、エネルギーが高い食品など栄養バランスが偏ったものが食事として提供されることがある。このような食事を続けることで過剰な体重増加や必要な栄養が不足することが想定される。偏った食品摂取を避け、おにぎりや果物、乳製品等を優先的に摂取できるようにする。 ◆ 授乳婦への対応 環境の変化により母乳が出なくなることもあるので、乳児用ミルク、調乳用の水（加熱殺菌済みベビー用飲料水）、哺乳瓶、カセットコンロ、ガスボンベなどを準備しておく。 ◆ 環境の整備 被災による身体的ストレスに加え、不安やショック、避難所での慣れない生活による精神的なストレスを感じる場合もある。母子ともにストレスを取り除くため、授乳場所を確保するなどの配慮をする。
乳幼児	◆ ミルク・食事の与え方 乳幼児は消化器官等の発達が未熟で一度に多くの食事を摂ることができない。また、環境の変化等により食欲が低下することもあるので、普段、飲んでいたミルクを使う他、授乳回数や食事とおやつの回数、食事回数も被災前に近い状態にする。 ◆ ストレス対策 遊び場の確保、保育ボランティアの確保等を考慮する。 ◆ 平常時からの準備 <u>・日頃、食べ慣れている食品</u> 乳幼児の場合、ミルクや離乳食に嗜好があるので、普段使っているメーカーのミルクや離乳食、生活用品の備蓄が必要となる。 <u>・水</u> 乳児は、水が不足すると脱水症状に陥りやすくなる。また、ミルクや粉末の食品、フリーズドライの離乳食を調理するためにも、1人1日当たり2～3リットルの水が必要になる。 <u>・離乳食</u> 備蓄食品の他に、支援食品を再加熱して柔らかくして食べられるように小鍋、カセットコンロ等の熱源が必要となる。備蓄食品として、粉末果汁、粉末スープ、フリーズドライのベビーフード、レトルト粥などを3日分用意する。消費期限内に使い切る。ディスポの皿、スプーン、ガーゼ、熱源などを一緒にセットしておく。 <u>・食物アレルギー用の食品</u> 震災後は、流通事情が改善するまで食物アレルギー用の食品の入手に時間がかかることが想定されるため、普段から購入し備えておく。
高齢者 嚥下困難者 ＊低栄養 介護食	◆ 食事内容 <u>・低栄養に注意</u> 野菜の煮物や漬物が中心の場合は、たんぱく質等の不足による低栄養が心配される。また、避難所の食事は冷たく食べにくいものが多いこともある。乳製品及び離乳食、嚥下困難者用の食品を適宜、活用する。

対象者	支援のポイント
高齢者 嚥下困難者 ＊低栄養 介護食	・<u>脱水に注意</u> トイレが遠い、不便などの理由から、夜間頻尿、失禁を恐れるための意図的水分制限や、風邪による発熱、夏場の発汗などの脱水に注意する。 ◆ 嚥む機能が低下した場合 食べやすい食事（おかゆ、刻み食）等を準備する。また、特定の栄養素が不足する場合には、保健機能食品やサプリメントなど健康食品の利用を考慮する。 ◆ 飲み込む機能が低下した場合 食べ物が飲み込みやすくなるように、とろみを付け誤嚥をおこさないように配慮する。
高血圧	◆ 栄養管理 ・<u>適正エネルギー摂取と体重管理</u> 避難所では、流通、保管が可能な菓子類などの高エネルギー食品が多く届けられる。一方、避難所生活では、活動量が減り、これらの食品を過剰に摂取することは体重増加の原因となり血圧を上げることにつながる。菓子類や菓子パン、甘い飲み物等を控え体重管理に配慮する。 ・<u>塩分の摂り過ぎに注意</u> 避難所での食事は、インスタント食品や体を温めるために汁物等の提供が多いので、インスタントラーメン等の場合には、汁を残すなどの配慮をする。 ◆ 服薬 高血圧や心疾患でワーファリンを含む薬を服用している場合には、納豆やクロレラ、青汁（緑黄色野菜は可）に含まれるビタミンKが薬の効き目を消すので、これらの食品は控えるようにする。 また、カルシウム拮抗薬には服用中に特定の食品（グレープフルーツジュース、ザボン、ブントラン、ナツミカン）を摂食した場合、薬剤の作用がより強く現れるために注意が必要である。
糖尿病	◆ 栄養管理 ・<u>血糖コントロール</u> 糖尿病の人は、平常時から血糖をコントロールすることが重要であるが、避難所の生活では、食事時間や食事内容が変化するため糖尿病を悪化させる恐れがある。 食事時間を1日3食、規則正しく、適量食べるように調整するとともに、バランスの良い食事を心がける。 ・<u>菓子、嗜好品</u> 菓子類や清涼飲料水、アルコール類は、血糖の上昇につながるのを控える。 ◆ 健康管理 治療内容（指示エネルギー、服薬状況、かかりつけ医等）が分かるように、持ち出し袋に健康状態を記載した記録表を入れておくことや日頃から外出時には、「糖尿病連携手帳」（日本糖尿病協会）等を携帯するようにしておく。 インスリン薬を使用している人は、低血糖になる場合もあるので、低血糖を防ぐブドウ糖や飴を常備しておく。また、災害時にも血糖コントロールができるように、¹⁷低エネルギー食品等を備えておく。

対象者	支援のポイント
腎臓病	◆ 栄養管理 <u>・エネルギーの確保</u> 災害時には、まずエネルギーの確保を優先する。エネルギー量が不足すると、体内の筋肉等のたんぱく質を壊してエネルギーを作ろうとするため、腎臓に大きな負担がかかる。そのため、たんぱく質制限をしている場合は、糖質や脂質でエネルギーを補う必要がある。油を使った料理を使った料理やエネルギー補給等が手軽にできる食品を活用する。 また、制限の範囲で良質のたんぱく質（卵、肉、魚）を摂るようにする。 <u>・塩分・水分の制限</u> 避難所で支給される弁当には、塩分や肉・魚などたんぱく質の割合が多いものもあるので注意が必要である。 水分コントロールが必要な場合には、塩分の摂り過ぎにも注意する。 また、暑い時期には、脱水を防ぐ必要があるため、水分の摂り方に配慮する必要がある。 <u>・カリウムの制限</u> 腎機能の低下によるカリウムの増加は、不整脈を起こす危険があるので、医師の指示がある人は、煮豆や芋類、生野菜、果物などカリウムを多く含むものの制限を守る。 ◆ 平常時からの準備 <u>・エネルギー補給（エネルギーを確保する食品）</u> 高エネルギーゼリー、キャンディー、たんぱく調整ビスケット <u>・エネルギー源となる食品</u> ＜甘味食品＞砂糖、ジャム ＜でんぷん食品＞春雨、片栗粉 ＜油脂類＞バター、マーガリン、マヨネーズ、食用油

対象者	支援のポイント
食物アレルギー	乳幼児から成人に至るまで、食物アレルギー症状を起こす人が増えている。重篤なアナフィラキシーショック症状を起こし、対応の遅れから死に至る場合もある。 災害初期には支援の個別対応が困難であるので、平常時から家庭での3日分程度の備蓄が必要である。さらに、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態に陥る疾病者については、アドレナリン自己注射（エピペン）も持ち出しやすいように備えておく必要がある。 ◆ アレルゲン除去食品の手配 医師に特定のアレルゲンの摂取制限を指示されている場合に限る ◆ 加工食品に含まれるアレルギー標示の活用 ・必ず表示されている7品目 卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに ・表示が勧められている18品目（特定原材料に準ずるもの） あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、鮭、鯖、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、松茸、桃、山芋、りんご、ゼラチン

食物アレルギーを持つ者の対応手順（例）

1 個別問診による聞き取り

- (1) 氏名、年齢、食種
- (2) アレルゲン食品と摂取レベル
- (3) アナフィラキシー歴とその際の症状及び服薬状況
(服薬指導の必要性の有無、発症時に対応する薬の所持の有無、薬の種類等)
- (4) 人工ミルク利用者のミルクの製品名（乳児）
- (5) その他（アナフィラキシー症状以外の症状等）

2 避難場所の情報集約

- (1) 全体のアレルギーをもつ人数の集計
- (2) アレルギー食を必要とする対象食種と摂取レベル数の集計
- (3) 人工ミルクの集計（乳児）
- (4) アナフィラキシー歴のある人の人数の集計

※薬剤の確保や相談体制については、医師・薬剤師と連携

3 物資の配給（アレルギー食の受け渡し）の際の注意点

配送先、対象者数、対象食数、連絡先など明記、加工食品に含まれるアレルギー表示

4 その他の注意事項

- ・乳幼児等の子どもの保護者への支援

集団生活の中で誤食を恐れる保護者の心理的なストレスは大きいので、周囲への周知と理解を図る対策をとる。

食べさせてはいけない食品を書いたワッペンやゼッケン等を付けておく。

- ・アナフィラキシー症状を起こしたときの対処方法を決めておく。

第4節 災害復旧・復興期の取組み

1 想定される状況

災害発生から概ね1か月以降となる復旧・復興期は、避難所等における長期生活の継続や将来への生活不安等から、被災者に慢性疲労の蓄積が見られる。また、救援物資の過不足により、糖尿病や高血圧等、慢性疾患の悪化が見られる場合がある。仮設住宅の建設後には順次入居が始まるが、避難所等で調理をしない生活が長く続いたことや、仮設住宅のキッチンが狭い等の事情により、調理担当者の調理意欲の減退が見られる場合がある。

2 活動内容

(1) 長期的な支援活動の実施

① 食生活環境の把握（住宅の状況や地域の食料供給源の状況）

市栄養士は、災害対策本部や地域の自治会、食生活改善推進員等のボランティア等から、仮設住宅や被災住宅の生活状況及び地域の食料供給（スーパー、コンビニエンスストア、個人商店、農家等）の情報を把握し復旧段階を見据えた活動を計画、提案していく。

② 訪問栄養・食生活相談等の実施及び支援

ア 仮設住宅入居後の訪問相談

市栄養士は、避難所等の栄養状態や栄養相談から継続支援が必要と思われる者に対して、移住先等の情報を把握しておき、訪問等により、経過の把握、評価を行う。

避難所等で相談の必要がなかった者についても、避難所生活等によって疾病が悪化したり、食欲が低下する等、栄養・食生活支援が必要な場合には、保健師等との連携により、計画を作成し訪問栄養・食生活相談を実施する。

イ 長期的な避難所生活の場合や仮設住宅入居後の支援

市栄養士は、保健師等と連携し、食生活への意識向上や調理意欲の喚起、運動不足の予防等を図るとともに、簡単な調理の実演や食環境の変化に対応した食事や料理方法を含めた食生活相談、食事会、運動指導等により支援を行う。

(2) 災害時支援体制の検証、評価と改善

市栄養士は、本マニュアル等に基づき、「栄養・食生活支援」を円滑に遂行することができたか、関係部局・機関からも情報収集し、各所における栄養・食生活支援体制について検証・評価し、今後に活かす。

第 2 部

第3章 給食施設への支援と各現場での取り組み

第1節 地域における特定給食施設等の役割

特定給食施設等は、健康増進法に基づき、特定多数の人に適正な栄養を給与する施設として喫食者の健康増進、栄養改善を図るための社会的役割を持ち、健康危機管理対策を行うことが重要となっている。

災害発生時においては、利用者はもとより地域住民の生命をつなぐ食事を提供する役割を期待され、ライフラインの寸断や調理室の損壊等の問題が生じた場合でも、継続的な食事の提供に備える必要がある。

1 給食施設の体制整備と支援

(1) 市が実施する給食施設支援

市栄養士は、災害時に給食施設が食事提供の継続と給食の早期平常化を図れるよう、関係機関と連携を図り、給食施設に対する情報提供や助言等の支援を行うなど、給食施設における災害対応体制整備を推進することが重要である。

- ① 所管している学校や保育所の給食提供について災害時対応を想定した整備をする。
- ② 所管している給食施設を利用した「炊出し」を想定し、体制を整備する。
- ③ 病院や高齢者福祉施設等、地域の災害時要援護者受け入れ給食施設との連携を図る。
- ④ 市のハザードマップを参考に備蓄の保管場所を検討する。

(2) 給食施設栄養士の役割

給食施設は、平常時より施設内での災害対応の整備に努め、職員の健康危機管理意識の向上と連携を図ることが必要である。

給食を委託している場合で備蓄食品や物品に関しても業者に委託する場合は、備蓄内容、保管場所、配送方法等を十分に検討しておく。災害時には納入ルートが遮断される可能性が高いことから、施設内の適切な場所に保管することが望ましいが、施設外に保管する場合は、速やかに配送される体制を確立しておく必要がある。

[平常時]

- ① 給食施設内災害対応体制の整備（災害対策委員会等の設置）

資料3-1 施設体制図

- ② 給食提供に関する災害時対応マニュアルの作成

各施設内の危機管理マニュアルに給食提供に関する項目を位置付ける。

災害時は、ライフラインが不能となり、調理器具も破損するような事態を想定しなければならない。特に1日3食提供する給食施設にあっては、自力で2日間程度を乗り切ることを前提としたマニュアル整備が必要となる。マニュアルは給食会議等を通して全職員に周知すると共に、災害時に実際に対応できるような訓練も必要である。

資料3-2 給食施設平常時セルフチェック表

- ③ 備蓄等災害時食料の確保

【備蓄量等のめやす】

対象人数〔患者・利用者＋地域住民（要援護者）＋職員数〕×3日分

◎食料、備品及び燃料、その他の用品等

資料3-3 備蓄品リスト(例)

- ⑤ 災害時用献立作成
⑥ 外部との連携体制の明確化
⑦ 災害時要援護者等の受け入れを想定した地域との連携体制整備の検討
⑧ 職員等の研修や施設の災害対応訓練の実施

[災害発生時]（災害発生から概ね1か月）

- ① 被災状況確認と情報収集
② 厚生センター等関係機関への被災状況報告

資料3-4 給食施設被災状況報告書

- ③ 給食提供に関するスタッフの確保
④ 備蓄食品等を活用した食事提供
⑤ 支援要請
⑥ 適切な栄養管理と栄養指導の実施

[災害復旧・復興時]（災害発生から概ね1か月以降）

- ① 適正な食事の提供状況の確認
② 厚生センター等関係機関への復旧状況等報告

資料3-5 給食施設復旧状況報告書

③施設内マニュアルに基づく対応の評価検証

(3) 備蓄品の整備

給食提供に関する備蓄食品や物品は、利用者の特性や施設の立地条件等を勘案し、量、種類、備蓄方法、保管場所等を検討し、明確にしておく。

<備蓄計画の留意点>

・ライフライン寸断や通常の食材流通ルートが正常に機能しない状況を想定し非常用献立を作成する。

※非常用献立例 資料1-3

・献立に基づき備蓄食品を購入する。保存期限に合わせて通常の献立に流用できるものが望ましい。

※備蓄品の例 資料3-6

・食事を提供するために必要な物品を併せて備蓄する。
・予算は備蓄としての予算化、ランニングコスト（給食費の中から支出）等があるが各施設に見合った方法で確保する。

<保管の留意点>

・備蓄品は非常時に取り出しやすい場所に分散して保管する。
・保管場所については明記すると共に職員全体で共通認識を図る。
・備蓄品は保存期限に対応して計画的に更新する。また、1年に1度は見直しを行い、食料に関しては保存期限が向こう1年に満たないものを防災訓練時に食事として提供し、備蓄内容の検討や非常食への理解を求めるのも1つの方法である。

(4) 外部との連携体制

災害の規模にもよるが、施設内だけでは対応困難な場合も多々あるため、平常時より、地域の災害対策や体制を確認し、外部との連携先を明確にしておき、不足な場合は、迅速に支援を要請できるようにしておく。

<外部連携先の例>

●支援要請内容、要請先物資に関すること

・市災害対策本部

※状況によっては、市所管課を通して要請するなど柔軟に対応する

※保健機能食品の手配について、状況によっては県（地域機関）や栄養士会に相談する

●人材派遣に関すること

- ・市災害対策本部
- ・ボランティアセンター
- ・系列施設
- ・所属する各団体（老人福祉施設協議会 等）
- ・栄養士会 等

（５）給食施設の相互支援体制の確立

給食施設は、生命をつなぐ食事を提供するといった非常に重要な役割を担っている。災害により正確な情報が伝わりにくく、交通網遮断や食材流通ルートが正常に機能しない中で、給食機能を発揮するためには平常時からの備えと、給食施設間のネットワーク（物資や人材支援等に関する）構築が必要となってくる。近隣や滑川市栄養改善連絡会の組織を活かし、同系列の給食施設間の相互支援体制により、緊急時あるいは長期にわたる食や人材（調理師、栄養士等）の確保を図り、災害時でも通常の食事提供に近づけられる体制作りが望まれる。

災害時の具体的な取組み

1. 病院及び高齢者福祉施設

病院や高齢者福祉施設等では食料等備蓄品を2～3日分は備えているが、被災状況や一般被災住民の受け入れ等により、施設だけの対応が困難な場合も想定される。市災害対策本部から救援物資や給水車の手配、ライフラインの復旧情報を受ける。

フェイズ0（初動体制の確立）

（1）被災状況の把握

今後の対応を検討するため、施設の被害状況を確認する。

〔内容〕

- ・ライフラインの状況（電気、ガス、水道等）
- ・食材、備蓄食品や物品の状況
- ・施設や厨房の損壊状況
- ・食事の配膳のルート（エレベーター等）
- ・通信手段（電話、パソコン、FAX 等） 等

（2）市災害対策本部設置状況の確認

市町村災害対策本部設置状況を確認し、最低限の必要物資を確保する。

（3）県（地域機関）への連絡・相談

必要な支援をスムーズに得るために、被害状況や給食実施状況などを県（地域機関）に連絡し、今後の対応について適宜相談する。

※県（地域機関）が状況確認の連絡を行う場合もある。相互に連絡を取り合う体制とする。

（4）備蓄食品等を活用した食事提供

被害状況に合せて提供可能な献立を作成し、食事の提供に努める。

災害発生初期は、冷蔵庫や冷凍庫内の在庫食品も使用可能であれば、優先的に活用する。また、必要な食材業者へ納入の可否を含めて連絡を取り、状況を把握する。

(5) 支援要請

① 物的な支援要請

食料、水、熱源等、不足の物資については早急に市災害対策本部や関係団体に連絡し調達する。

② 人的な派遣要請

必要に応じ人的な派遣要請を行う。なお、調理業務に携わる人員を受入れる場合は、健康状況及び腸内細菌検査結果などの確認を行う。

フェイズ1（緊急対策）

(1) 状況把握

① ライフライン復旧情報

今後の対応を検討するため、ライフライン復旧状況を確認する。

② 破損器具の点検、修理

給食の早期平常化に向け、調理器具の破損修理、ガス管、水道管等を含め点検を行い、今後の修理計画を検討する。

③ 県（地域機関）への連絡・相談

随時、必要に応じて県（地域機関）へ連絡・相談を行う。

(2) 備蓄食品等を活用した食事提供

被害状況に合わせた食事提供に努める。方法として備蓄食品の供給、炊出し、外部からの支援物資等によるが、温かい食事が提供できるように努める。

震災の場合は、余震等の状況も配慮し、作る側、食べる側共に安全に留意した献立とする。

資料3-8 災害時の食事提供・衛生管理ポイント

(3) 支援要請

フェイズ0に引き続き、必要に応じて支援要請をする。

フェイズ2（応急対応）

（1）食事の提供

① 給食利用者の健康状況の把握と対応

関係職員と連携を図り、給食利用者の健康状況を把握し、対応が必要な場合は早急に行う。災害の復旧状況に応じた食事提供に努め、徐々に通常の食事に近づける。また適温食となるよう配慮する。

② 通常の食事提供再開に向けた調整

通常の食事提供再開に向け、ライフライン復旧情報収集、食材納入ルートの確認、調理スタッフの調整等を行う。また施設設備や厨房器具のハード面についても再開のための点検を行い、修理計画を検討する。

③ 支援要請

フェイズ0～1に引き続き、必要に応じて支援要請をする。

フェイズ3（復旧・復興対策）

（1）食事の提供

① 給食利用者の健康状況の把握と対応

ライフラインや施設の復旧により通常の給食実施となる。給食利用者の健康状況の把握、対応を継続し栄養状況の早期適正化を図る。

② 通常の食事提供に向けた調整

ハード面で長期的に修繕が必要な場合は計画的に行う。

③ 施設内マニュアルに基づく対応状況の検証

災害対応が落ち着いたら、早急に、施設内マニュアルに基づく対応状況を検証し、必要に応じて見直しを行う。

また、災害1ヶ月後の給食実施状況について、県（地域機関）に報告し、情報を共有する。

なお、それらを活用して市・県（地域機関）等とともに災害時の対応状況の検証や地域間ネットワーク構築に役立てる。

2. 学校・保育所等の市立施設

災害時には学校、保育所が避難所に指定され、一般被災住民の炊出しに使用される場合があるので、「滑川市地域防災計画」における食料供給や炊出し計画等について基づき、実施する。

フェイズ0（初動体制の確立）

（1） 状況把握

所管の学校、保育所の被害状況及び支援要請（物的・人的）について把握し、給食継続の可否を判断するとともに、継続する場合の対応策について関係者と協議する。

（2） 支援要請

① 物的な支援要請

食料や水等の要請については市の備蓄品等を活用する。また、市で対応できない場合は、市災害対策本部と連絡をとりながら県災害対策本部に物資の要請を行う。

③ 人的な派遣要請

給食を運営するために必要な人材（栄養士、調理師等）を市災害対策本部、市災害ボランティアセンター等に要請する。

（3） 給食施設を活用した炊出しの計画（一般被災住民用）

状況によっては学校などの給食施設を活用した炊出しが実施される場合がある。市栄養士は災害対策本部と相互に連携を図りながら被災状況を踏まえた炊出し計画を立てる。

フェイズ1（緊急対策）

（1） 状況把握

フェイズ0に引き続き、所管の学校、保育所の被害状況及び支援要請（物的・人的）状況を把握する。また、被災施設の調理室、調理機器の破損等への対応について施設側と協議し、給食再開に向けた点検・修理を行う。被災状況については、資料3-4を活用するなどして、県（地域機関）に報告及び相談する。

(2) 支援要請への対応

①物的な支援要請

フェイズ0に引き続き、食料や水等の要請については市災害対策本部に連絡をとりながら対応する。なお、今後、たんぱく質、ビタミン・ミネラル類が不足することが予測されるので、それらに配慮した食料等の支援要請を行う。

②人的な派遣要請

フェイズ0に引き続き、給食を運営するために必要な人材（栄養士、調理師等）を市災害対策本部、災害ボランティアセンター等に派遣要請する。

(3) 給食施設を活用した炊出しの準備と実施（一般被災住民用）

給食施設を使用した炊出しが実施される場合、市栄養士は相互に連携を図りながら、避難所の栄養課題に対応できる献立作成、食料や人員の確保等の手配を行う。

フェイズ2（応急対策）

(1) 状況把握（給食再開に向けての準備）

この時期になると通常給食の再開に向けた準備が始まる。

学校、保育所等の調理室や調理機器の点検・修理状況を把握し、安全に食事提供できる環境であるか確認する。また、再開時に完全給食が難しく簡易給食（パンと牛乳と果物等）対応となる場合もあるので、いずれの対応にするか施設間と調整を図りながら決定する。

避難所から通学する子どもたちもいるので、健康状態や食生活状況をできる範囲で情報収集し、不足しがちな食品を補うような給食を提供するとともに、必要に応じて栄養指導を行う。

(2) 支援要請への対応

①物的な支援要請

フェイズ0～1に引き続き、食料や水等の要請については市災害対策本部と連絡をとりながら対応する。

②人的な派遣要請

フェイズ0～1に引き続き、適正な食料供給を行うために必要な人材（栄養士、調理師等）を市災害対策本部、市災害ボランティアセンター等に要請する。

(3) 給食施設を活用した炊き出しの栄養管理指導

この時期はたんぱく質やビタミン、ミネラルの不足が懸念される。備蓄品や救援物資を利用しながら、主食、主菜、副菜が取り合わせられるよう栄養的な配慮を行う。

フェイズ3（復旧・復興対策）

(1) 状況把握（通常給食の再開）

この時期になると概ね通常給食が再開され、同時に学校などの給食施設を利用した炊出しは終了する。所管施設の給食実施状況を把握し、地域機関に報告する。

(2) 給食施設支援体制の検証

今後の災害時対応を検証するために資料3-6を活用しながら、災害時の連絡体制等について、市災害対策部署、地域機関、関係団体等と検討する。

災害直後の給食施設の対応状況

病院

入院患者の食事提供の他に、けが人が多数運ばれたり、一般被災住民が避難する場合が予測され、それらに対応した食事提供が求められる。

支援方法

入院患者の食事は基本的に施設の備蓄品等で対応するが、それが困難な場合、市対策本部に救援物資を要請する。治療が必要な被災住民の食事は市災害対策本部より救援物資を要請し、対応する。

生命維持に直結した施設であり、必要な支援がスムーズに行われているか最優先で確認、調整する。

一般被災住民が避難してしまうと必要な医療提供が困難になるため、平常時に一般災害住民が病院に避難しないように周知することが必要である。

高齢者・福祉施設

入所者の食事提供のほかに、在宅の虚弱高齢者をショートステイで受け入れる場合があり、通常より食数が増えることが予測される。

また、一般被災住民が避難する場合もあり、それらに対応した食事提供が求められる。

支援方法

入所者及びショートステイとして受け入れた人への食事は基本的に施設の備蓄品等で対応するが、これが困難な場合、市対策本部に救援物資を要請する。

一般被災住民の食事は市災害対策本部より救援物資を要請し、対応する。

特に虚弱高齢者の受け入れ等により食数が増加する場合があるので、必要な支援がスムーズに行われているか優先的に確認、調整する。

社会福祉施設

入所者の食事提供の他に、一般被災者に避難する場を提供する等により、食事提供が求められる可能性がある。

支援方法

入所者の食事は基本的に施設の備蓄品等で対応するが、それが困難な場合、市災害対策本部に救援物資を要請する。一般被災住民の食事は市災害対策本部

より救援物資を要請し、対応する。必要な支援がスムーズに行われているか確認、調整する。

学校・児童福祉施設

休校、休園の措置がとられる場合が多い。特に学校では避難所として指定されることが多く、施設を利用した炊出し等が行われる場合がある。

支援方法

給食が休止となるため、要望に応じて再開に向けた指導・助言を行う。

炊出しについては、市災害対策本部、市栄養士等と連携を図りながら不足しがちな栄養素の補給を中心に行う。

事業所・寄宿舍

休業又は営業していても市販弁当等で対応していることが予測される。

支援方法

給食が休止となるため、要望に応じて再開に向けた指導・助言を行う。

なお、食料確保が難しい場合は市災害対策本部より救援物資を要請し、対応する。

